

# 生徒心得

本校生徒は、伝統ある産業教育を継ぐ専門学科の高校生として、実践的・協働的な学習活動に取り組み、誠実な心と挑戦する意思を基盤とした人間性豊かな交友関係を育む。そして、新たな価値を創り出す資質・能力を身に付け、持続可能な地域や社会の創り手として、その発展に貢献する人材となるよう充実した高校生活を送る。

## 第1章 学 業

学業は生徒の本分である。真理を求める精神を堅持し、知識、技術、技能の習得に努める。

1. 毎日の授業を大切にし、自ら主体的に学ぶ姿勢を持つ。
2. 授業の開始時間まで、教科科目の準備をし、所定の場所に着席もしくは整列している。
3. 学力の向上を図るために、規則正しい生活習慣を身につけて体調管理を行う。
4. 家庭学習を計画的に行い、学力の深化に努める。

## 第2章 登下校、通学、欠席

登下校時、通学および欠席について次の事項を守る。

1. 登校は8時35分までとする。
2. 特別の事情がない限り、保護者等のもとから通学することを原則とする。保護者等がその住所を変更した場合には、ただちに学級担任を通して校長に届け出る。
3. 保護者等のもとから通学できない事情があり、別に居所を求めるとき（下宿する場合等）は、その事由を、学級担任を通して校長に届ける。
4. 病気または事故のため出席できないときは、保護者等は学級担任に連絡する。
5. 生徒が病気その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上出席できないときは、あらかじめその期間を保護者等の連署をもって校長に休学を願い出ることができる。病気のため休学を願い出るときは医師の診断書を添付しなければならない。休学の期間は、引き続き2ヶ月以内とする。
6. 止むを得ぬ事故のため遅刻した場合には、速やかに学級担任等に連絡する。欠席、または欠課、早退しなければならない場合は、速やかに学級担任等に連絡する。
7. 生徒の忌引は次の通りとする。生徒が忌引するときは、次の日数内において保護者等は、学級担任に連絡する。

- (1) 父母死亡7日（年忌1日）
- (2) 祖父母兄弟姉妹の死亡3日
- (3) 同一世帯の親族の死亡1日
- (4) その他3親等までの人の死亡1日

### 第3章 服 装

服装・容姿について、次の事項を守る。

1. 本校生徒の制服は学校指定のものとし、登校時は必ず着用する。
2. 履物 校内上履きは学校指定の運動靴とし、靴紐は色別に定めた類別のものとする。外履きは、革靴か運動靴とする。
3. 通学カバン 機能的で安全なカバンを携行する。

#### <頭髪等>

1. 髪形は目にかからない端正で清潔感のあるもの。
2. パーマ、カール、染髪、脱色など人工的な加工は認めない。
3. 化粧、マニキュア、アクセサリ、ピアス等は認めない。

#### <服装等>

1. 年間を通して気候や体調に合わせて各自が判断し、指定の制服を組み合わせて着用する。
2. 正装時以外は、指定のポロシャツか指定のカーディガンを上衣として着用することができる。
3. ソックスは派手でないものとする。
4. ストッキングは肌色または黒であること。
5. スカート丈は、膝頭の範囲とする。
6. 式典等、学校が指定した日は正装とする。

#### <冬の正装>

上衣：指定の詰襟、ブレザーまたはイートンジャケットのいずれかを着用する。

中に指定のシャツ、セーラーカラーブラウスのいずれかを着用する。

詰襟以外は、指定のリボンまたはネクタイを着用する。

寒い場合は、詰襟、ブレザーまたはイートンジャケットの中に指定のカーディガンの着用を認める。

下衣：指定のスラックス、スカートのいずれかとする。

ソックスは白、黒、灰色、紺の単色とする。

ストッキングは肌色または黒とする。

#### <夏の正装>

上衣：指定のシャツ、セーラーカラーブラウスのいずれかを着用する。

下衣：指定のスラックスまたはスカートを着用する。

ベルトの色は黒、茶系とする。

ソックスは白、黒、灰色、紺の単色とする。

## 第4章 校内、校外の生活

学校は学習だけでなく、ホームルーム活動、生徒会活動、部活動、社会参加活動等を通して、自らの個性を発揮し、明るく生き生きと活動する場である。価値あるものを追求する素晴らしさ、楽しさ、喜び、感動を体験することによって、幅広い人間性、豊かな心や感性を養い、奉仕や協力の精神を培う。活動については下記に留意する。

### 1. 校舎使用について

- (1) 校舎・校具は大切に使用する。故意の破損は弁償しなくてはならない。
- (2) 使用した場所、用具は整理整頓に努める。
- (3) 校舎内の電源を私用で使ってはならない。

### 2. 休日の校舎使用について

- (1) 土曜、日曜、祭日、休日は担当教職員のもと使用する。
- (2) 登校する時は制服を着用する。ただし、場合により、学校指定の運動着、各部指定の運動着等を着用してもよい。

### 3. 校内生活について

- (1) スマートフォンや携帯電話は、授業中、原則使用を禁止する。電源を切ってカバンに入れ、自己管理する。
- (2) 貴重品は自己管理を徹底する。

### 4. 校外生活について

- (1) 酒類を提供する飲食店、パチンコ店等には出入りを禁止する。
- (2) 外泊、夜10時以降の外出は禁止する。特別な理由により外泊を必要とする時は、保護者等の許可を得、事故のないように努める。
- (3) 飲酒・喫煙、薬物乱用行為を禁止する。また、ノンアルコール飲料等や電子タバコも同様に禁止する。

### 5. 届け出・許可を必要とするもの

#### (1) 届け出の必要なもの

- ① 遅刻届
- ② 早退届
- ③ 異装届（学級担任から生徒部に提出）
- ④ 遺失物・拾得物届（学級担任から生徒部に提出）
- ⑤ 下宿届（学級担任から生徒部・総務部を通し校長へ提出）

#### (2) 許可の必要なもの

- ① 自転車通学許可願
- ② アルバイト許可願（詳細は別記）
- ③ 校外活動特別参加願
- ④ 自動車学校入校許可願（詳細は別記）
- ⑤ 校内、校外での諸掲示物

### 6. アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。ただし経済的な事情から学業の継

続が困難である場合は、保護者等からの申請を受け、生徒部との面談を経て許可する。長期休業中のアルバイトについては別途定める。

下記の事項に該当する場合は許可をしない。

- ① 学業成績が不良である場合（赤点または赤点のおそれがある場合）
- ② 宿泊を要する内容の場合
- ③ 午後7時以降の労働、あるいは危険な作業をとまなう場合
- ④ 学校の生活に悪影響を与える場合
- ⑤ 自動車やバイクを使用するような場合
- ⑥ 酒類を出す飲食店、事業所、風俗営業の場合
- ⑦ 労災保険に加入していない事業所の場合
- ⑧ プールの監視など、人命に責任を負う立場に立つような場合
- ⑨ その他

#### 7. 選挙運動及び政治的活動について

- (1) 校地内において、選挙運動や政治的活動等を行うことは、一切禁止する。
- (2) 学校外における以下のような選挙運動及び政治的活動については、放課後、休日も含め、制限又は禁止とする。
  - ① 違法なもの、暴力的なもの、そのようなものになるおそれの高い場合
  - ② 他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合
  - ③ 生徒間に政治的対立が生じるなどして、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合

## 第5章 部 活 動

規則を守り、礼儀正しい活動の中で、体力や技能だけでなく人間性の向上を図り、互いに認めあい励まし合う豊かな人間関係を作る。

また、特別指導中の生徒の大会等へ参加は別途審議する。